

不動産公売(期日入札)の流れ



【公売執行機関からのお知らせ】

- ・公売は、滞納者本人、税務職員、暴力団関係者などは参加できません。
- ・公売財産は現況有姿のまま売却します。
- ・公売財産の引き渡しの義務を負いません。
- ・公売財産の種類又は品質について不適合があっても、責任を負いません。
- ・買受代金全額納付後のき損等損害負担は、買受人が負います。
- ・土地境界については、隣接地所有者と協議をしてください。
- ・公売は予告なく中止することがあります。
(事前に公売執行機関にお問い合わせください)

《問い合わせ先》

〒319-1592
北茨城市磯原町磯原1630番地
北茨城市総務部収納課
電話 0293-43-1111(内線164)

※公売に関するご質問は、上記までお気軽にお問い合わせください。